

2008年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

### 【陳情事項】

- 【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。**
- 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について 介護保険課

###### ①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

平成18年度、平成19年度の決算状況や平成20年度の決算見込み、介護給付費準備基金積立の状況、介護保険施設整備計画及び、国から示される保険給付費に対する財源負担割合や介護報酬改正を見極めながら、適正な介護保険料を算定。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

低所得者への介護保険料軽減のため、現行保険料算定においても7段階の保険料段階を採用しており、次期介護保険料についても引き続き同様な配慮をしたいと考えている。

###### ②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

引き続き実施したいと考えている。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

一律の制限をするのではなく、利用者の状況に応じて適正に判断している。

- ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

入所待機者数をはじめ、今後の高齢者人口、要介護認定者数、保険給付に係るサービス利用者数やサービス量の推計に基づき適正に整備する。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

国における介護従事者等の処遇改善に関する施策・措置の動向に合わせて対応する

## (2) 高齢者福祉施策の充実について **社会福祉課**

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

現行制度・料金を維持する。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

あんくるバスの利用で対応する。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

現行制度で対応する。

## (3) 障がい者控除の認定について **社会福祉課**

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護1以上に発行する。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

申請により発行する。

## 2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。 **国保年金課**

ひとり暮らし非課税者を対象にしています。70歳からの高齢者を対象にすることについては、考えていません。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。 **国保年金課**

愛知県後期高齢者医療広域連合の考えに沿って、対応したい。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。 **国保年金課**

県の動向を見極めたい。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

**国保年金課・健康推進課**

国保加入者と同等の内容。

人間ドックは、後期高齢者にも適用しています。

### 3. 子育て支援について

- ① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

国保年金課

平成20年4月から実施済。

- ② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

健康推進課

実施しています。

### 4. 国保の改善について 国保年金課

- ①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

国民健康保険事業の健全な運営のため、保険税の見直しを行う場合があります。減免制度の拡充は考えていません。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

考えていません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

変更は考えていません。

- ②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

滞納者対策として資格証明書の発行は継続していきます。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

適切に行っていると考えています。

- ③ 65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

本人の希望があれば、口座振替に変更します。

- ④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

考えていません。

### 5. 障がい者施策の充実について 障害福祉課

- ①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

現行どおりでお願いします。

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

補装具と日常生活用具の利用者負担額を合算して、補装具の負担上限額を超過した分については、償還払いを行う負担軽減策を実施しています。また、地域生活支援事業の移動支援・地域活動支援センター等の各利用者負担額は介護給付等の利用者負担額と合算し、介護給付等の負担上限額を超過した分については、償還払いをしています。

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

身体障害者手帳をはじめとして、療育手帳や精神障害者手帳をお持ちの方の中から抽出してアンケート調査を実施するとともに、事業所や各関係団体からヒアリング調査を行います。また、関係団体の皆さんからご意見を拝聴する懇話会を開催し、実情を十分に把握することに努めます。

## 6. 健診事業について **健康推進課**

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

特定健診は、自己負担金を無料としています。がん検診、歯周疾患検診は無料にする考えはありません。

子宮がん・乳がん検診は通年、それ以外のがん検診と特定健診は5月から2月、歯周疾患検診は7月から1月で実施しています。

歯周疾患検診以外は、個別医療機関委託・集団健診をともに実施しています。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

歯周疾患検診については、無料にする考えはありません。対象年齢は、現行年齢を継続します。

## 7. 地方税の徴収について **市民税課**

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

地方税法の改正のとおり。

## 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。 **国保年金課**

意見書・要望書の提出は考えていません。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。 **国保年金課**

意見書・要望書の提出は考えていません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。 **介護保険課**

全国市長会を通じて要望している。

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。 **国保年金課**

意見書・要望書の提出は考えていません。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。 **市民税課**

意見書・要望書の提出は考えていません。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

健康推進課

意見書・要望書の提出は考えていません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。 国保年金課

意見書・要望書の提出は考えていません。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。 国保年金課

意見書・要望書の提出は考えていません。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。 国保年金課

意見書・要望書の提出は考えていません。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

国保年金課

意見書・要望書の提出は考えていません。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。 国保年金課

意見書・要望書の提出は考えていません。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。 国保年金課

意見書・要望書の提出は考えていません。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。 障害福祉課

意見書・要望書の提出は考えていません。

## 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書 国保年金課

意見書・要望書の提出は考えていません。

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上